

運 転 免 許 手 続 案 内
 ~ 手続きできるのは、東京都に住所のある方だけです(經由更新を除く) ~

H30.4

更 新 手 続		※下谷署は、仮庁舎へ移転しております。(裏面参照)				
講習区分 (注1)	優良運転者講習 (免許の継続期間が5年以上で、過去5年間無事故無違反の方)	一般運転者講習 (免許の継続期間が5年以上で、過去5年間に軽微な違反1回のみの方)	違反運転者講習 (過去5年間に交通違反等がある方)	初回更新者講習 (免許の継続期間が5年未満で、軽微な違反1回以下の方)	高齢者講習終了者 (70歳以上の方)	
更新場所・受付日時	運転免許更新センター	平日、日曜日(注2)				
		8:30 ~ 16:00 (日曜日の11:30 ~ 13:00を除く)	8:30 ~ 15:00	8:30 ~ 14:00	8:30 ~ 14:00	
	指定警察署	平日のみ(注2)				平日のみ(注2)
	8:30 ~ 16:30 (11:30 ~ 13:00を除く)	8:30 ~ 15:00				8:30 ~ 16:30 (11:30 ~ 13:00を除く)
講習時間	30分	1時間	2時間	2時間	適性検査のみ	
手数料(更新手数料+講習手数料)	3,000円	3,300円	3,850円	3,850円	2,500円(更新手数料のみ)	
必要なもの	更新のみの方	「運転免許証」、「更新連絡はがき」(はがきがなくても手続きできます。)、70歳以上の方は、「高齢者講習終了証明書」又は「特定任意高齢者講習終了証明書」、外国籍の方は在留資格を確認できるもの				
	住所変更を伴う方	「住民票」、「健康保険証」、「消印付郵便物」(消印のないダイレクトメール、年賀はがきを除く)、「一時帰国証明書」又は住所の確認ができる公共料金の領収書等のいずれか(確認のみ)				
	本籍・国籍等、氏名の変更を伴う方	「本籍・国籍等記載の住民票」(提出) ※ 住民基本台帳法の適用を受けない方は旅券等(注3)				
	再交付手続きを伴う方 (運転免許証を紛失した方)	<ul style="list-style-type: none"> 住所・氏名・生年月日が確認できるもの(健康保険証、パスポート、住民票、マイナンバーカード(個人番号カード)、社員証、在留カード等) 写真1枚(縦3cm×横2.4cm)(注4) 手続は運転免許試験場となります。(受付時間は、講習区分と同じですが、再交付手続きを同時に行いますので、早めに来場してください。) ※輸入も伴う方は日曜日は即日交付できません。 				
手続期間	<ul style="list-style-type: none"> 誕生日の1か月前から誕生日の1か月後までの間に手続きができます。 有効期間の満了日(誕生日の1か月後の日)が土曜、日曜、祝日及び振替休日と年末年始(12月29日から1月3日)にあたる場合は、これらの日の次の平日まで手続きができ、運転免許証もその日まで有効です。 海外旅行、入院等のやむを得ない理由がある方は、更新の期前でも更新手続きができます。(ただし、有効期間が短くなります。)(注5) 					

※ 日曜日(試験場での更新)や連休明けの日は、大変混み合うことが予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。
 ※ 講習の開始時間は更新場所により異なります。詳しくは警視庁ホームページをご覧ください。

経 由 更 新 手 続 (優良運転者講習該当の方のみ)			
	道 府 県 に 住 所 の あ る 方	東 京 都 に 住 所 の あ る 方	
場所・日時	手続場所	新宿・神田運転免許更新センター	手続を行う運転免許センター等に直接お問い合わせください。
	手続日	平日のみ(注2)	○ 茨城県運転免許センター 029(293)8811 ○ 栃木県運転免許センター 0289(76)0110 ○ 群馬県総合交通センター 027(253)9300 ○ 埼玉県運転免許センター 048(543)2001 ○ 千葉県運転免許センター 043(274)2000 ○ 神奈川県運転免許試験場 045(365)3111 ○ 山梨県総合交通センター 055(285)0533
	手続時間	8:30 ~ 16:00	
講習時間	更新手数料	県ごとに異なります。	更新手数料 2,550円(事前に都内で納入、代理納入可)
	經由手数料	550円	經由手数料 手続を行う運転免許センター等に(注6)
	講習手数料	500円	講習手数料 直接お問い合わせください。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 写真1枚(縦3cm×横2.4cm。裏面に氏名を記入)(注4) 更新連絡はがき(コピーでも可) ・運転免許証 ※ 住所等の記載事項の変更のある方、身体の状態による免許の条件を付されている方(眼鏡、補聴器、特定後写鏡使用の条件を除く)、運転免許証をなくされた方は、經由更新はできません。 		
手続期間	誕生日の1か月前から誕生日まで(誕生日が土曜、日曜、祝日及びその振替休日と年末年始(12月29日から1月3日)の方は、その前日の平日まで)		

(注1) 更新時講習の区分を定める過去5年間とは、誕生日の40日前の日前5年間となります。
 (注2) 平日とは、月曜日から金曜日までの日で、国民の祝日及びその振替休日、年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。
 (注3) 旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類。
 (注4) 写真は、無帽、正面、上三分身、無背景、枠なしで申請前6か月以内に撮影したものを。
 (注5) 期前更新の始期について定めはありませんが、運転免許証の有効期限が短くなりますので詳しくは各運転免許試験場にお問い合わせください。
 (注6) 裏面の各運転免許試験場、更新センター、指定警察署であらかじめ納入して、手続を行う運転免許センター等に納付書をお持ちください。
 (注7) 本人確認書類とは、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)、在留カード、健康保険証等です。

※ 外国籍の方は、諸手続の中で在留資格を確認させていただく場合があります。
 運転免許テレホンサービス・FAXサービス 03(3450)5000 ・ 042(365)5000
 警視庁ホームページ <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/> 英語専用 03(5463)6000 ・ 042(334)6000

		失 効 手 続	再 交 付 手 続
申請期間		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許証の有効期間が過ぎた日から6か月以内の方（やむを得ない理由があった方を含む）及び、やむを得ない理由で6か月を越え3年以内で理由がやんだ日から1か月以内の方。（有効期間満了日は裏面更新手続きの申請期間を参照） ○ 平成13年6月19日以前にやむを得ない理由が発生し、その後、更新・失効手続きができないまま失効後3年を経過した方は、その理由がやんだ日から1か月以内に学科試験を受験しなければなりません。 <p>※ 失効理由、手続の詳細等は、各運転免許試験場にお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺失、盗難又は汚損、破損した日から免許証の有効期間内 （更新申請中の方は、更新と同時に手続ができますが、受付時間は講習区分により異なります。）
受付場所	運転免許試験場のみ（運転免許更新センター、指定警察署では手続できません。）		
受付日	平日のみ（注2）		
受付時間	8:30～14:00 受講していただく講習は、更新連絡かきの講習区分と異なりますので、受付窓口でご確認ください。	8:30～16:00 更新を伴う場合は、即日交付できない場合があります。	
必要なもの	写真	縦3cm×横2.4cm 1枚（注4）	縦3cm×横2.4cm 1枚（注4）
	住民票	本籍・国籍等記載のもの（提出）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所・氏名・生年月日が確認できるもの（健康保険証、パスポート、住民票、マイナンバーカード（個人番号カード）、在留カード等） ・ 本籍・国籍等、氏名の変更を伴う方は、本籍・国籍等の記載された住民票（提出） <p>※ 住民基本台帳法の適用を受けない方は旅券等（注3）</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 失効した運転免許証（失効した運転免許証がなくても手続できます。） ・ 住民基本台帳法の適用を受けない方は旅券等（注3） ・ やむを得ない理由のあった方は、それを証明する出入国記録、入院証明書等 ・ 海外居住者で、住民票を除票されている方は一時帰国証明書等 		
手数料	取得している免許種別によって異なりますので、窓口で確認してください。 例）普通免許のみ5,300円（1種類増える毎に手数料が加算されます。）		3,500円（更新を伴う場合は更新手数料のみ）

		国際運転免許証の取得手続			記載事項変更届		
申込期間	運転免許証の有効期間内（発給処分を受ける方申請中は、手続できません。）			本籍・国籍等、住所、氏名に変更が生じたときは、速やかに届けてください。			
受付場所日時	場所	運転免許試験場	更新センター	世田谷・板橋・立川警察署	運転免許試験場	更新センター	全警察署
	平日	8:30～16:30		8:30～11:30 13:00～16:30	8:30～17:15		
	日曜日	8:30～11:30 13:00～16:30			8:30～12:00 13:00～17:15		
必要なもの	運転免許証	○			○		
	写真	1枚（縦5cm×横4cm）（注4）			×		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ パスポート等渡航を証明する書類（原本に限ります。） ・ 古い国際運転免許証をお持ちの方は、その国際運転免許証 <p>※ 有効期間が残っている国際運転免許証は、必ずお持ちください。 ※ 写真はパスポート用のものより大きいサイズですのでご注意ください。 ※ 手続できる方は、東京都に住所がある方です。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ○ 住所を変更する方 住民票、新住所記載の保険証、又は住所変更書類のいずれか（確認のみ） ○ 本籍・国籍等、氏名を変更する方 本籍・国籍等記載の住民票（提出） ※ 住民基本台帳法の適用を受けない方は旅券等（注3） ○ 申請者と代理人が併記された住民票（続柄の記載は不要）を持参できる方は、代理人申請ができます。ただし、代理人の本人確認書類（注7）が必要で 			
手数料	2,350円			無 料			

※ 来場の際は公共交通機関のご利用をお願いします。

場 所	郵便番号	住 所	電 話	交 通 機 関	
運転免許試験場	府中運転免許試験場	183-8506 府中市多磨町3-1-1	042 (362) 3591	JR中央線 武蔵小金井駅（調布駅行きなど）	バス10分
	鮫洲運転免許試験場	140-0011 品川区東大井1-12-5	03 (3474) 1374	京浜急行線 鮫洲駅 りんかい線 品川シーサイド駅	徒歩 8分 徒歩 15分
	江東運転免許試験場	136-0075 江東区新砂1-7-24	03 (3699) 1151	地下鉄東西線 東陽町駅 JR京葉線 新木場駅（東陽町駅行き） JR総武線 亀戸駅（門前仲町行き）	徒歩 5分 バス10分 バス30分
更新センター	新宿運転免許更新センター	163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎2階	03 (3343) 2558	JR中央線 新宿駅 地下鉄大江戸線 都庁前駅	徒歩10分 徒歩 5分
	神田運転免許更新センター	101-0047 千代田区内神田1-1-5 東京都産業労働局神田庁舎	03 (3294) 3380	JR山手線 神田駅 地下鉄東西線 大手町駅	徒歩10分 徒歩 5分
指定警察署	田園調布署	145-0071 大田区田園調布1-1-8	03 (3722) 0110	東急池上線 雪ヶ谷大塚駅	徒歩 6分
	世田谷署	154-0024 世田谷区三軒茶屋2-4-4	03 (3418) 0110	東急田園都市線 三軒茶屋駅	徒歩 8分
	成城署	157-0071 世田谷区千歳台3-19-1	03 (3482) 0110	小田急線千歳台駅（成城学園前駅西口行きなど）	バス 5分
	板橋署	173-0004 板橋区板橋2-60-13	03 (3964) 0110	地下鉄三田線 板橋区役所前駅	徒歩 4分
	石神井署	177-0041 練馬区石神井町6-17-26	03 (3904) 0110	西武池袋線 石神井公園駅	徒歩10分
	下谷署(仮庁舎)	110-0014 台東区北上野2-24-14	03 (5806) 0110	地下鉄日比谷線 入谷駅	徒歩 3分
	竹の塚署	121-0064 足立区保木間1-16-4	03 (3850) 0110	東武伊勢崎線 竹ノ塚駅（花畑町地行きなど）	バス 5分
	本所署	130-0003 墨田区横川4-8-9	03 (5637) 0110	地下鉄半蔵門線 押上駅	徒歩 7分
	立川署	190-0014 立川市緑町3233-2	042 (527) 0110	JR中央線 立川駅（三軒茶屋行きなど）	バス 5分
	青梅署	198-0032 青梅市野上町4-6-3	0428 (22) 0110	JR青梅線 河辺駅	徒歩10分
高尾署	193-0834 八王子市東浅川町23-34	042 (665) 0110	JR中央線 高尾駅（京王八王子行きなど）	バス 5分	
町田署	194-0023 町田市旭町3-1-3	042 (722) 0110	JR横浜線 町田駅（藤の台町地行きなど）	バス 5分	